

三重県環境教育等による環境保全の取組の促進に係る体験の機会の場の認定に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成23年法律第67号。以下「法」という。)環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則(平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「省令」という。)及び環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)に基づく、体験の機会の場の認定に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「体験の機会の場」とは、土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場をいう。

(申請者)

第3条 体験の機会の場の認定の申請を行うことができる者は、土地又は建物(当該土地又は建物の全てが三重県内に所在している場合に限る。)の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

- (1) 第13条(法第20条の6第1項)の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
- (2) 法人その他の団体であって、その役員(法人でない団体にあつては、その代表者)のうちに前号に該当する者があるもの。

(認定の申請)

第4条 体験の機会の場の認定を受けようとする者は、認定の申請を行う者は、様式第1により、次の各号に関する事項を記載した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - (2) 体験の機会の場の名称及び所在地
 - (3) 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容
 - (4) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲
 - (5) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。ただし、公的機関が発行する証明書を添付する場合は、発行日から3ヶ月を経過しないものに限る。
- (1) 申請者が個人である場合は、住民票の写し
 - (2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - (3) 申請者が第2条第2項各号に該当しないことを説明した書面(別記1)
 - (4) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類(別記2)
 - (5) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書(別記3)及び収支予算書(別記4)
 - (6) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図る為の措置(当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む)について記載した以下の書類
 - ア 参加者及び実施者の安全確保のための対応マニュアル(天候急変時の対応、傷害保険等の加入、事故時の応急措置体制、その他安全確保のための必要な事項の記載を含む)
 - イ 火災・震災等の避難訓練マニュアル
 - ウ 認定の申請に係る建築物の消火器の設置、非常照明器具等の消防法に基づく設備が把握できる書面
 - エ 体験の機会の場とその周辺との区分、危険箇所の表示や周囲の柵設置等による安全管理の実

施を示した書面

オ 警備を委託している場合にあっては、警備会社との契約書の写し

カ 直近過去3年間の固定資産税の納税証明書（該当する場合のみ）

- (7) 認定の申請に係る体験の機会で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類（別記5）また、有資格者がいる場合にあっては、その資格証明書の写し
- (8) 認定の申請に係る体験の機会で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類
- (9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (10) 認定の申請に係る体験の機会において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書（別記6）
- (11) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）を遵守し、暴力団排除に協力する旨を記載した誓約書（別記7）
- (12) その他、知事が必要と認める書類

（認定の要件）

第5条 体験の機会の際の認定要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 法及び基本方針等に照らして適切なものであること。
- (2) 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。
- (3) 適切な計画が定められていること。
- (4) 認定の申請に係る体験の機会で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
- (5) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- (6) 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
- (7) 認定の申請に係る体験の機会で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
- (8) 認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。

（認定）

第6条 知事は、認定の申請に係る体験の機会で行う事業の内容等が、前条各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、認定を行うものとする。

- 2 知事は、認定しようとするときは、あらかじめ県教育委員会に協議するものとする。
- 3 知事は、必要に応じて、追加資料等の提出を求め、又は現地調査を実施するものとする。
- 4 知事は、第1項の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする（別紙1）。
- 5 知事は、認定の申請に係る体験の機会で行う事業の内容等が、前条各号に掲げる要件に適合しないと認められる場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする（別紙2）。

（認定の有効期間）

第7条 知事は、第4条第5号の期間を考慮して、5年を超えない範囲で、認定の有効期間を定めるものとする。

（認定の表示）

第8条 認定を受けた者は、当該土地又は建物が認定体験の機会の際である旨を表示することができる。

(変更及び廃止等)

第9条 認定を受けた者は、第4条にかかる事項を変更したときは、様式第2により、認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、様式第3により、遅延なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(有効期間の更新)

第10条 第7条の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間の満了する日の30日前までに、別表に掲げる書類を添付のうえ、様式第4による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の認定は、第5条から第7条までを準用する。

(運営の状況の報告)

第11条 認定を受けた者は、次に掲げる事項を記載した報告書(別記8)を、毎年度、4月30日まで(認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときは当該日より30日以内。)に知事に提出しなければならない。

(1) 実施の内容

(2) 実施の目的

(3) 実施の期間

(4) 実施の回数

(5) 参加に要する費用

(6) 参加者数

(7) 参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無並びに当該事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置

(8) 収支決算

2 前項各号に掲げる事項(以下この項において、「事業に関する事項」という。)については、当該認定に係る体験の機会の場で行う事業が年度を超えて行われる場合等年度ごとの事業に関する事項の報告が困難であるときは、当該事業終了後30日以内に報告するものとする。

(助言等)

第12条 知事は、認定を受けた者に対し、認定体験の機会の場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言をすることができる。

(認定の取消し)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、第5条に掲げる要件に適合しなくなったとき。

(2) 認定を受けた者が、第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 認定を受けた者が、前条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

2 知事は、前項の取消しを行った場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を認定の取消しを受けた者に通知するものとする(別紙3)。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月16日から施行する。

なお、この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

体験の機会の場の認定申請書

整理番号	
------	--

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名
申請者
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年 月 日から 月 日まで

備考

- 1 の欄には、記載しないこと。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲」については、特定のものに対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定体験の機会の場合変更届出書

整理番号

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名
届出者
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項各号に掲げる事項を変更したので、同条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会場の名称		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		年 月 日
変更の理由		

備考

- 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 「体験の機会場の名称」には、変更前の名称を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定体験の機会場の廃止届出書

整理番号

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名
届出者
住所

認定体験の機会場を廃止したので、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会場の名称	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	

備考

- 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定体験の機会の場更新申請書

整理番号	
------	--

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名
申請者
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の2第2項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年 月 日から 月 日まで

備考

- 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記 1 (第 4 条関係)

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名
申請者
住所

三重県環境教育等による環境保全の取組の促進に係る体験の機会の場の認定に関する事務処理要綱第 4 条第 2 項第 3 号に基づき下記のとおり説明します。

記

申請者は() 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 4 項各号に規定する欠格条項には該当していません。

備考

- 1 の「申請者は」は、「私は」、「当団体は」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記2（第4条関係） 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の事業実績報告書

	年度		
参加者総数			
事業の対象者			
プログラムについて	プログラムの内容 （（注）個別のプログラムごとに記載する。）	時間数	参加者数

備考

- 1 本様式の内容を網羅する既存の書類がある場合は、その提出に替えることができる。

別記3（第4条関係）

年度事業計画書

事業名	事業内容	定員 (人)	参加費用 (円)	備考
「プログラムの 名称・タイトル」	プログラム内容 実施場所及び日時 対象者及び募集人数 従事者数			

備考

- 1 正当な事由がある場合を除いて、国籍や信条、所属団体等を理由として、当該事業の参加者や参加条件や参加者への対応について不当な差別を行う場合は、認定の対象となりません。

別記4（第4条関係）

年度収支予算書			
収 入（ 1 ）		支 出（ 2 ）	
項 目	収 入 額	項 目	支 出 額
費	円		
合計		合計	
> の場合の剰余 金の用途について （ 3 ）			

備考

- 1 手数料、助成金等を記載すること。また、実施事業者の自己負担があれば、それについても記載すること。
- 2 講師謝金、教材開発、場所代、人件費、事務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載すること。
- 3 手数料、助成金等による収入が、総支出を上回る場合、その差額の用途について記載すること。

別記5（第4条関係）

実施体制報告書

（ 年度 ）

1 実施体制

項目	人数
常勤	名
非常勤	名

2 指導者の体制

	氏名	略歴 (保有している資格等)	従事年数
1			
2			
3			
4			
5			

備考

- 1 専門スタッフの知識及び経験、指導実績、略歴等を記入すること。
- 2 資格を有する者については、その資格証明書の写しを添付すること。

別記6（第4条関係）

認定の申請に係る体験の機会において環境保全の意欲の増進に
関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書

私は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条に規定する体験の
機会において環境保全意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名
同意者
住所

備考

同意者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体
名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載する
こと。

別記7（第4条関係）

誓約書

三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第2号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 上記1に違反したときには、本体験の機会場の認定の解除、その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

年 月 日

三重県知事 宛て

所 在 地
名 称
代表者職氏名

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「所在地」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記 8 (第11条関係)

認定体験の機会の実施状況報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名
報告者
住所

三重県環境教育等による環境保全の取組の促進に係る体験の機会の実施に関する事務
処理要綱第 11 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

実施の内容	
実施の目的	
実施の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年目)
実施の回数	
参加に要する費用	
参加者数	
参加者又は実施者の生命 又は身体について被害が 発生した事故の有無並び に事故があるときはその 内容及び再発を防止する ために講じた措置	

事業の収支決算を添付すること。

備考

- 1 報告者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 事業実施期間については、認定を受けた期間の何年目に当たるかを併せて記載すること。
- 3 事業実施期間中に事故や怪我等が発生した場合は、参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無並びに事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置の欄に必ず記載すること。
- 4 収支決算書は別記 4 の収支予算書に準じて作成すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

体験の機会に関する認定通知書

年 月 日

申請者
(氏名又は名称・代表者)様

三重県知事 印

年 月 日付けで、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 3 項に基づき申請のあった体験の機会については、下記のとおり認定します。

記

- 1 体験の機会の名義
- 2 体験の機会のある地
- 3 認定期間
年 月 日から 年 月 日まで

体験の機会の場に関する不認定通知書

年 月 日

申請者
(氏名又は名称・代表者)様

三重県知事

印

年 月 日付けで、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 3 項に基づき申請のあった体験の機会の場の認定については、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 7 項の規定により、下記の理由により不認定としましたので通知します。

記

- 1 体験の機会の場の名称
- 2 体験の機会の場の所在地
- 3 不認定の理由

体験の機会に関する認定取消通知書

年 月 日

申請者
(氏名又は名称・代表者)様

三重県知事

印

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の 6 第 2 項の規定により、下記のとおり認定を取り消したことを通知します。

記

- 1 体験の機会の名義
- 2 体験の機会場の所在地
- 3 認定の取消理由